

諮問日：令和2年1月16日（令和元年度（情）諮問第33号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（情）答申第20号）

件名：東京地方裁判所における訴訟IT化の議論についての対応状況を示す文書  
の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「本庁及び東京簡裁における訴訟IT化の議論について、最高裁からPCが配給され、指示を受けた後どのように対応しているのかを示す文書」の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和元年12月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

申出人は最高裁判所に対しても同趣旨の文書開示申出を行ったが、最高裁判所では、進ちよく状況がわかる写真つきの文書、意見感想が示された文書が開示された。裁判IT化は、国民全体に便益をもたらす事業であり、国民も訴訟当事者になることがあるし、さらには国民と裁判所職員との対話によって、より望ましいIT化の制度設計をする必要があるが、裁判所職員の感想や意見、進ちよく状況がわからなければ、制度設計の遅延や、最新のIT化から取り残された不十分なIT技術の導入に終わってしまう可能性がある。広く国民にこれらの情報を積極的に説明すべきである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

##### 1 別紙記載1の文書について

苦情申出人が指摘する最高裁判所が開示した文書とは、令和元年6月5日付け最高裁秘書第2856号「司法行政文書開示通知書」の記1の(2)の文書（以下「最高裁開示文書」という。）を指していると考えられるが、最高裁開示文書は、裁判所職員の外に弁護士も参加して行った模擬裁判について、参加者の意見交換やアンケート結果をまとめたものであり、日本弁護士連合会にも情報提供されている。また、当該模擬裁判については、同会においても独自に報告書を取りまとめて公表している（同会発行「自由と正義」（2018年11月号））。

以上に照らすと、最高裁開示文書中の意見交換等の結果については、当初から外部への情報提供が予定されていたものということができる。

一方、別紙記載1の文書は、東京地方裁判所の内部の委員会がIT機器を使用して実施した模擬手続について、部内検討用にその概要や感想等をまとめたものであり、同模擬手続について裁判所職員以外の参加者はなく、意見交換の内容等については公表を前提としておらず、実際に公開や外部への情報提供を行っていない点からも、最高裁開示文書とは性格が異なるものである。そして、別紙記載1の文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分1」という。）には、委員会における検討に関する情報や、実際に模擬手続を行ったことを踏まえて検討したIT機器を使用した場合に想定される訴訟運営等についての感想等が記載されているが、これらはいずれも未成熟な情報である。

このような文書の性格及び記載内容に照らすと、本件不開示部分1は、その内容を公にすることにより、今後の委員会において各委員が発言を自制するなどして、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、IT機器を使用した場合に想定される訴訟運営等についての検討段階の情報が開示されるこ

とによって、国民の間に誤解等を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがある  
ということができるから、当該部分に記載された情報は、行政機関の保有する  
情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条5号に定める不開示情報  
に相当する。

## 2 別紙記載2の文書について

別紙記載2の文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不  
開示部分2」という。）には、個人識別情報及び公にすると事務の適正な遂行  
に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情  
報は、法5条1号及び6号に定める不開示情報に相当する。

## 3 別紙記載3の文書について

別紙記載3の文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不  
開示部分3」という。）のうち、J・NETポータル及び同裁判所の庁内ホー  
ムページの画面を示した画面ショットについては、J・NETポータル及び同  
裁判所の庁内ホームページのシステム構成を推測できる情報が記載されている。  
システムは一般的に外部からの攻撃の可能性がある、システムの構成を公にす  
ることは、外部からのサイバー攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者による  
攻撃を容易にする情報セキュリティ上の事務支障があるため、この情報は、法  
5条6号に定める不開示情報に相当する。

また、本件不開示部分3のうちその他の部分は、上記1で述べた東京地方裁  
判所の内部の委員会における検討に関する情報であり、当該部分に記載された  
情報は、法5条5号に定める不開示情報に相当する。

## 4 別紙記載5及び6の各文書について

別紙記載5及び6の各文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下  
「本件不開示部分4」といい、本件不開示部分1，本件不開示部分2及び本件  
不開示部分3と併せて「本件不開示部分」という。）には、個人識別情報及び  
公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号及び

メールアドレス)が記載されており、これらの情報は、法5条1号及び6号に定める不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年1月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 別紙記載1の文書について

見分の結果によれば、別紙記載1の文書は、東京地方裁判所の内部の委員会が、IT機器を使用して実施した模擬手続に関して、その概要や委員の感想等を取りまとめたものであり、このうち本件不開示部分1には、模擬手続において使用したソフトウェア、試行した手続のほか、模擬手続を行った委員による訴訟運営の在り方の検討や課題の指摘を含む率直な感想等が記載されていることが認められる。最高裁判所事務総長の上記説明によれば、上記模擬手続や意見交換の内容等については公開や外部への情報提供を行っていないとのことであり、本件不開示部分1の記載内容や上記模擬手続のこのような性格のほか、IT機器を使用した民事裁判手続の訴訟運営の在り方等はいまだ検討段階にあると推察されることも踏まえて検討すれば、本件不開示部分1が公にされた場合には、今後、上記委員会において各委員が発言を自制するなどして、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、また、IT機器を使用した場合に想定される訴訟運営等についての検討段階の未成熟な情報が公になることにより、国民の間に誤解等を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理的とはいえない。

したがって、本件不開示部分1は、法5条5号に規定する不開示情報に相当

すると認められる。

## 2 別紙記載 2 の文書について

見分の結果によれば、本件不開示部分 2 は裁判所職員の内線番号の記載であり、法 5 条 1 号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当するような事情は認められない。また、これが公にされた場合には、東京地方裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる（法 5 条 6 号）。

したがって、本件不開示部分 2 は、法 5 条 1 号及び 6 号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

## 3 別紙記載 3 の文書について

見分の結果によれば、別紙記載 3 の文書は、東京地方裁判所の内部における民事裁判手続の I T 化の説明会において使用されたパワーポイントの資料であり、本件不開示部分 3 は、① J ・ N E T ポータル及び同裁判所の庁内ホームページの画面を示した画面ショット並びに②同裁判所の内部の委員会における検討や準備状況に関する記載であることが認められる。

このうち、① J ・ N E T ポータル及び東京地方裁判所の庁内ホームページの画面を示した画面ショットについては、その画面の内容を踏まえれば、システムは一般的に外部からの攻撃の可能性がある、システムの構成を公にすることは外部からのサイバー攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者による攻撃を容易にする情報セキュリティ上の事務支障がある（法 5 条 6 号）という最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

また、②東京地方裁判所の内部の委員会における検討や準備状況に関する記載については、これらがいまだ未成熟な情報であることを踏まえれば、上記 1 のとおり、公になることにより、国民の間に誤解等を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがある（法 5 条 5 号）という最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分3は、法5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

#### 4 別紙記載5及び6の各文書について

見分の結果によれば、本件不開示部分4は、裁判所職員の内線番号及びメールアドレスの記載であり、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当するような事情は認められない。また、これらが公にされた場合には、東京地方裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる（法5条6号）。

したがって、本件不開示部分4は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

#### 5 原判断の妥当性について

以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号、5号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

### 情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                      高   橋                      滋

委                      員                      門   口   正   人

委                      員                      長   戸   雅   子

## 別紙

- 1 平成30年10月30日付け「当庁におけるIT機器を使用した模擬手続（2回）の概要・感想等」と題する文書
- 2 平成30年12月19日付け民事訟廷管理官事務連絡「民事裁判手続のIT化に関する説明会の実施について」
- 3 「民事裁判手続のIT化に向けて」と題する文書
- 4 平成31年1月29日付け「民事研究会の開催について（御案内）」と題する書面
- 5 令和元年5月24日付け民事訟廷管理官事務連絡「民事裁判手続のIT化に関する説明会の実施について」
- 6 令和元年7月2日付け民事訟廷管理官事務連絡「民事裁判手続のIT化に関する説明会の実施について」